

「教師の働き方改革」 本当にできるの？

青森県教職員組合
文責：阿部 聡
【本部書記次長】



1年前のコラムに「給特法」について書いたけど、教員の働き方改革が進んだ感がまったくないよね。今回は「給特法」第2弾。「定額働かせ放題」のこの悪法を更に深掘ってみます。



給特法の正式名称は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（長い…）その歴史を紐解くと…



戦後間もない1947年に「労働基準法」ができ、時間外労働については、組合や職場の代表者と書面による協定を交わすことが明記されたんだ。でも、翌年には、公務員は「部署によって拘束時間に差がある」ということで拘束時間の長短に応じて給与が支給されるように「公務員の給与制度」が改定。



でも教員の場合は「勤務時間を単純に測定することは困難」だとして、超過勤務手当は支給せず、代わりに「週48時間以上勤務する」ことを想定して基本給を一般の公務員より1割程度増額することになりました。



でも、残業時間が増え、1960年代後半頃から全国各地で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起され始め「超勤問題」として大きな社会問題になったんだ。判決の中には教員の主張を認め「超過勤務手当を支給すべき」とするものもあったそうだよ。



1968年 時間外勤務を評価する「教職特別手当」の支給を盛り込んだ改正法案が提出されたんだけど、あえなく廃案に。



そして、1971年「勤務時間内外を区別せず、包括的に再評価する教職調整額を支給し、超過勤務手当制度を適用しない」とする給特法が成立。定額働かせ放題が始まったんだ。

基本は労働基準法で、特別な箇所だけ給特法を適用するよ、という仕組みになっています。特別な箇所とは、主に**労働時間**と**給与**について。

4%というのは、当時の文部省が1年間をかけて実施した全国的な勤務実態調査で「月8時間」の超過勤務という結果により出された数値です。

「4%上げるから、それで訴訟はやめてね。」ということでしょうか…

これが以後 50 年も変わることなく続いてきたのです。



2006年 文科省の勤務実態調査により月の時間外勤務が42時間に上がることが判明。(自宅に持ち帰って行う成績処理や授業準備などの業務は含んでいません。)それでも、法改正の動きはなし！今は過労死ラインの80時間を超える状況になってるよ。



2019年 給特法改正。しかし「残業代」については言及なし。一体何が改正されたの？



- ① 1年単位の変形時間労働制の導入
- ② 残業上限（月45時間：年間360時間）の指針の遵守
- ③ 部活動指導員、授業準備などを手伝える外部スタッフを拡充



仕事が楽になるどころか、ますますブラック化してるわよ。改正しない方がよかった…という声もあるくらいよ。



「どうやったら残業代を支払わなくても済むか」という視点で改正してるわけだから。「長時間労働合法化改正」と言われる所以だよ。

1 変形労働時間制とは

例えば、繁忙期は19時までの勤務、その代わりに夏休みなどの比較的余裕がある時期は、15時までの勤務とするという具合。

1年間トータルで労働時間が適切になるように調整するシステム

(1) 変形労働時間制の制度の概要

- ① 1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件に労働時間を配分することを認める。
- ② 対象となる労働者の範囲、対象とする期間、労働日および労働時間については、自治体ごとに定めて実施する。

(2) 変形労働時間制の具体的な中身

- ① 労働日数の限度は1年280日まで。
- ② 労働時間の限度は、1日につき10時間まで、1週間につき52時間まで。
- ③ 連続して労働させる日数の限度は6日まで。
- ④ 育児、介護、職業訓練や教育を受ける者や、その他特別な配慮を要する者については、必要な時間を確保できるよう配慮が必要。



結局は自治体に丸投げ！青森県では県教組が各地教委を訪問し、教育長さんと懇談を重ねてきたんだ。今の所、実施してる所はないようだけど。



実施されている他県の人に聞いたら「地獄！」と言ってたわ。文科省は長期休暇中に時短勤務・もしくは休暇をとれることを”売り”にしてるようだけど、全然違うみたいよ。



夏休みにゼロ時間勤務日や一斉夏季休業が入ってくるので、今までのように年休を使うタイミングがありません。年休の消化率が悪くなってますね。



結局、夏休みは今まで通りだから、通常日に働かされてる分、確実にトータルの労働時間は増えてますよね。



その通りです。時間をあれこれいじくっても仕事量は変わらないわけですから。日々の負担感を考えたら、以前の方がまだましです。4時間勤務日なんてのもありますが、たった4時間働いて帰るのは要領悪いので、いつも通り働いた方がいいよなってなりがちです。

「残業代」は払いたくない！ということがよく分かりますよね。

2 残業上限（月 45 時間：年間 360 時間）とする指針の遵守



今回の改正で「第7条」が新設されたんだ。内容は『文科大臣が指針を定める』ということです。その指針を受けて出された数字が「月 45 時間、年 360 時間」民間と一緒に時間なんだ。今までなかったのが不思議なくらい。



でも民間みたいに、なんで直接「法律」（第7条）に時間を書き込まなかったのかしら？本気度が弱い気がするんだけど…



公立学校の教員は地方公務員でもあるので、自治体の条例等によって決めていくのが筋なんだそうだ。「国として指示・命令はできないが、指針を示せば各自治体は無視できずに動き出すだろう。」ということらしい。



「各自治体で忖度してね。」ということね。相変わらず日本的というか、何というか…。でも、それって「あとは自治体に丸投げ」ってことよね。やっぱり本気度が足りないわ。



時間が定められて改善されたように見えるけど、仕事量は変わってないわけだから「上限時間を守る」ことが一人歩きして、いろいろな弊害が生まれてるんだ。



そういえば
「退勤のタイムカードを押してから残って仕事をした。」
「1週間の残業の予定表を提出した。」
という話をよく聞くわ。なぜ、そんなことをするのかしら。



45 時間を超えたら校長と面談して対応策を話し合ったり、80 時間を超えたら医師と面談したり、ただでさえ忙しいのに、さらに煩わしさが増えるのを嫌って、過少申告する先生方が多いみたいだよ。



正直に書くほど、かえって面倒になるってことよね。「どうせ何も変わらないから書くだけ無駄。」と思ってる人も結構いるわよ。



「ノー残業 day」なんて名前を付けているところもあるようだけど、結局持ち帰って自宅でやってるんだよね。「ノー残業 day」じゃなくて「学校で仕事しちゃいけない day」なんですけど。



それと「在校時間の記録」には、まだカラクリがあって、「所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間、その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く」というのがあるんだ。



例えば、教室の掲示物の張り替えなど明日に回してもよいような仕事とか、部活動の指導のために本を読んでいた時間とか「自己研鑽の時間」だから差し引きなさいということらしい。



何が仕事で、何が仕事でないのか、わけがわからないわ。こんなメチャクチャな状況で報告された数字で「改善された」と見られるのが一番怖いわ。

(ネットで拾いました)

- ★〇〇県の小学校教諭は長時間勤務になった際、管理職から「短くして」と言われ、1日の時間外のうち1～2時間を「自己研鑽」として勤務時間から除いているという。
- ★タイムカードで記録している〇〇県の小学校教諭は、昨年、時間外が月45時間を超えると、教頭から「短くしてもらえませんか」と言われたという。
- ★〇〇県内の小学校は、ICカードで勤務時間を管理する。しかし昨年4月、教務主任の男性は教頭から時間外勤務を短く書き換えるよう指示され、過労死ラインに収まる78時間で教育委員会に提出された。
- ★教頭から学校の電話で着信。「4月の残業時間が80時間を超えているから、忬度して直すようにしろ。6日に出さないといけないから、学校に出て来て直せ。」と。とりあえず、休日に行くことは断った。さて、どう対処したらいいかしら。
- ★校長に休日の部活の時間(9時間×3日間)報告したら、勤務時間外の労働が45時間超えたら困るから、3時間ずつに書き換えてデータ入力するように言われてドン引き!

みなさんの職場ではこのようなことはありませんか？

困ったことや情報がございましたら、県教組までご連絡下さい。